

(資料1)

(平成24・12・20)

新第65期集合修習A班カリキュラムの概要

司 法 研 修 所

は し が き

平成23年度11月期(新第65期)司法修習生のうち、実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山である者(A班)を対象とする集合修習のカリキュラムは、14クラス編成で平成24年8月3日に開始され、同年9月21日に終了した(その後、各実務修習地等において選択型実務修習が実施された。)

新第65期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成23年11月期(新第65期)司法修習生A班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに分野別実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」(司法修習生指導要綱(甲)第1章第1)を修得させる観点から、実務修習を補完し、修習生全員に、実務の標準的知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている(要綱(甲)第3章第1)。

このような趣旨を踏まえ、新第65期A班においても、修習記録を用いて修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心としつつ(同第4の1)、従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず、より実質的に、書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がなされているほか、ロールプレイングも含めた民事・刑事の様々な講義、演習、問題研究や法曹倫理、国際人権等に関する演習、講演なども実施された。

なお、新第65期司法修習生のうち、A班以外の者(B班)を対象とする集合修習カリキュラムは14クラス編成で実施された。これについても、後日適宜の時期に情報提供する予定である。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義	1
2 起案	1
3 演習（争点整理）	3

II 民事弁護

1 講義	6
2 問題研究	6
3 起案	7
4 演習（立証活動）	8

III 民事共通

1 民事共通演習1から4まで	10
2 民事共通問題研究（和解）	12
3 民事共通講義（契約）	12

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義	13
2 起案	13
3 問題研究1及び2	15

II 検 察

1 講義	17
2 起案	17
3 問題研究（被害者保護）	19

III 刑事弁護

1 講義	20
2 起案	20
3 問題研究	21

IV 刑事共通

1 刑事共通演習1及び2	23
2 刑事共通問題研究	24

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通	25
II 弁護共通	25

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

(1) 講義1

集合修習の冒頭に、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学習方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行うとともに、事実認定に関し、分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から、記録形式の資料を用いて、基礎的な考え方に関する講義を行うとともに、当該事案の結論や判断過程等に関する討論を行った。

(2) 民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として、修習記録を使用し、判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか、認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ、講評を行った。併せて、当該事案において問題となる、市街化調整区域における開発行為の規制についても説明し、より広い視野に立った事件の検討について、視点を提供した。

(3) 講義2

民事裁判修習の総括を行い、実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

2 起案

(1) 総説

民事裁判科目の起案においては、第59期後期からは主張整理用と事実認定用の異なる事件の2冊の修習記録を同時に与え、所定の時間内で主張整理起案と事実認定起案を行わせてきたところであるが、新65期集合修習(A班)からは、主張整理及び事実認定に加えて法規範への当てはめや法的評価の視点も取り入れ、また、1つの事件を深く考察して事件全体を見通した上で紛争解決の在り方を考えるという観点から、起案1、2のいずれについても1冊の修習記録を与えて起案を実施した。

起案1の講評では、主張整理及び法規範への当てはめの問題を中心に解説した。主張整理については、要件事実に関する細かな知識の修得ではなく、実体法の基本的な知識、考え方を基に、実務における様々な事件に応用することができる法的思考力をかん養させることを主眼とした。また、事実認定及びその法規範への当てはめについては、争点である事実の認定の可否を検討した上、当該事実が法規範に当てはまる事実であるのかを考察させることを通じて、法的三段論法の中核である事実認定と法解釈とを総合的に考えさせる指導を行った。

起案2の講評では、主張整理について、当事者の主張に対する理解を確認するとともに、争点整理の動的な手続展開を意識した解説を行い、また、事実認定について、当事者の交渉過程等に関する多角的・背景的な分析を行うことを通じて、事実認定に関する基礎的能力を複雑な事例に応用する実践的な指導を行った。

また、起案1, 2のいずれにおいても、現代社会の実相を反映した事案や事項を取り上げることで、より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案1

ア 事案の概要

原告(X)が被告(Y)から購入した土地区画整理事業の保留地(2筆)に廃材等が埋没していたことが隠れた瑕疵に当たるとして、売買契約の瑕疵担保責任に基づき土壌の入替費用等の損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Yは、いずれの土地についても廃材等の埋没の事実を否認しつつ、①Xは本件各土地の近隣で長年会社を経営しており、本件各土地が従前は沼地でその後埋め立てられた状況を知っていたから瑕疵の存在を知らなかったことに過失がある、②土地の引渡しから1年間に限り瑕疵担保責任を負う旨の特約によりYの瑕疵担保責任は消滅したと主張した。

Xは、①の主張に対し、Yの理事長がXに対し、宅地造成をする際に土壌を入れ替えたと言ったことから安心して本件各土地を購入したもので過失はない、②の主張に対し、同理事長が上記のような発言をしたにもかかわらずYが責任期間制限特約の効力を主張するのは信義則に違反すると主張した。

このように本件は、実務上よく見られる不動産取引の事案のうち、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求を取り上げて、主張の基本的な構造の分析及び事実認定とともにその法規範への当てはめを検討させるものである。

イ 起案事項等

①訴訟物の記載、②請求原因や抗弁等に当たる当事者の主張の見出しと主張内容の要約の記載、③裁判所が被告に対して責任期間制限特約について求釈明をした理由の説明、④本件各土地につき民法570条所定の「隠れた瑕疵」があったか否かについて結論の記載と結論に至った理由の説明、⑤原告の請求の当否に関する結論の記載と結論に至った理由の説明、をそれぞれ求めた。

瑕疵担保責任の規定を通じて民法の基本的事項(要件・効果など)に関する正確な理解及びこれに基づく主張整理の在り方に関する理解度を確認し、また、動的な争点整理の視点から、実体法上の要件分析を前提に、責任期間制限特約に関する主張上の問題点について書証を踏まえて検討させた。更に、本件各土地につき民法570条の「隠れた瑕疵」の有無(該当性)を検討させることを通じて、本件の事実関係を踏まえた法的概念への当てはめを検討させ、その結果を論述させることで、事実認定能力、法解釈能力とともに、論理性及び思考力を総合的に問うこととした。

起案の講評では、単に結論を教えるのではなく、双方向・多方向の指導方法を取り入れ、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

食品の仲介販売業者である原告(X)が食品製造・販売業者である被告(Y)に対し、国内産桜海老26トン(26トン)を1キログラム当たり3230円で売ったとして、

売買契約に基づき、在庫23トン分の代金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。Xは、Yから26トンの発注を受けて仕入れを始め、その後単価3230円と記載のある見積書をYが了承することによって価格が合意されたと主張したのに対し、Yは、発注をしていないのにXが発注を見込んで仕入れたにすぎず、その後の価格交渉もまとまらなかったとして売買契約の締結を否認した上、短期消滅時効（民法173条1号）の抗弁を主張した。

国内産桜海老は、漁期が限定されている上に漁獲量も天候等によって左右されることから、それを大量に確保するためには漁期の早い段階から計画的に仕入れる必要がある。また、漁期の初期には漁獲量が安定せず取引価格を決定することが困難であって、XY間の過去3回にわたる取引でも、結局のところXの提示した代金額で取引がなされたという経緯があった。

このように、本件は、実務上よく見られる動産売買の事案のうち、数度にわたる交渉を経て徐々に法律関係を構築していくような契約事例を取り上げて、桜海老取引の特殊性や原被告間の従前取引における慣行などにも配慮しつつ、最終的に契約締結に至ったのか否かを検討させるものである。

イ 起案事項等

①訴訟物の記載、②遅延損害金請求について、裁判所がXに対して検討を求めべき事項の説明、③Yが消滅時効の主張を撤回した理由の説明、④XY間で桜海老の売買契約が締結された事実を認定することができるかについて、結論の記載及び結論に至った理由の説明、をそれぞれ求めた。

民法の基本的事項に関する正確な理解を確認する観点から、本件における遅延損害金請求の要件（民法575条2項）を分析させ、また、書証を踏まえた争点整理の重要性を認識させるとの観点から、消滅時効の抗弁に対する時効中断の再抗弁の可能性を検討させた。更に、本件売買契約の締結について、桜海老取引の特殊性や過去の取引における慣行などを踏まえて事実認定をさせることにより、事実関係を広くかつ多角的な視野で検討する能力のかん養を目指した。

起案の講評は、起案1の講評と同様に、双方向・多方向の指導方法を取り入れるとともに、班別討議を行わせるなどして、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた指導を行い、特に、修習生が事案を背景事情にまで踏み込んで多角的に分析することの必要性・重要性を認識し、汎用的・実践的な事実認定能力を修得することができるように意を用いた指導を行った。

3 演習（争点整理）

(1) 総説

新65期集合修習から新しく設けられたカリキュラムである。実践的な争点整理は、訴訟の進行に応じて変動する主張や証拠に即してなされるべきものであり、本演習は、修習生に対してこのような争点整理の動的な部分を体験させるのが趣旨である。本演習では、瑕疵担保責任が問題となる建築訴訟を取り上げた。まず、第1回口頭弁論期日終了後、弁論準備手続期日が指定され、双方から準備書面が提出さ

れた時点の記録（第1分冊）を配布して、事情も含めた事実や法的に不明確な主張を検討させ、争いのある事実を抽出するとともに、法的に構成し得ない主張や要件事実が不足する主張などを整理し、更にその時点の証拠から得られる暫定的な心証をも手がかりにして、今後の争点整理の方向性や立証の見通しを考えさせた。これらの点についての講評後、更に、第2回弁論準備手続期日が終了した段階の記録（第2分冊）を配布し、その段階での争点を検討させるとともに、提出されている主張と証拠の状況を踏まえ、専門委員の活用や現地進行協議期日の活用をも視野に入れてその後の進行を検討させた。また、和解を勧試するとした場合の考慮要素等を問い、当該訴訟の背景事情等も踏まえた解決の方向性や内容を検討させることで、事案に応じた適切な紛争解決能力をかん養することも目的としたものである。

(2) 事案の概要

原告（X）が、被告（Y）に対し、Yから発注を受けたY宅のリフォーム工事及び耐震補強工事を完成させたとして、請負契約に基づき報酬の支払を請求した事案である。

Yは、Xには基礎の耐震補強工事も依頼していたとして請負契約の内容を否認するとともに、Xの施工した工事には不具合・未施工があるから仕事は完成していないとしてこれを否認した。また、抗弁として、①瑕疵があるから請負契約を解除する、②瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と請求債権とを相殺する、と主張した。

このように、本件は、建築をめぐる訴訟であり、専門的知見を要する訴訟類型であることから、請負契約や瑕疵担保責任に関する正確な理解とともに、木造建築の構造や工法に関する一定程度の理解を要するものであり、争点整理を進めるにあたっては、専門的知見の利用も視野に入れて考えることが必要な内容となっている（ただし、必要な情報の多くは記録中に記載されている。）。

(3) 演習内容等

演習内容は、訴訟の進行に応じて2段階に分かれる。まず、第1段階は、修習記録の第1分冊に基づいて、①本件訴訟の訴訟物を検討する、②請求原因を整理して、そのうち請負契約の内容に関して争いがあるのか否かを確定するとともに立証の見通しを検討し、仕事の完成の意味を考察することを通じて、同事実に争いがあるのか否かを確定する、③解除の主張が民法の要件を満たしているのかを検討し、本件訴訟において解除を主張することの意味を撤回の可否を含めて検討する、④相殺の抗弁について、Yの主張する瑕疵の内容を確定し、そのうち争いのある事実を抽出するとともに、立証の見通し等を検討するというものである。次に、第2段階は、修習記録の第2分冊をも検討した上で、①これらの争点整理を経た結果、第2回弁論準備手続期日終了時点での争点は何かを確定する、②こうした争点整理の状況を踏まえ、専門的知見の利用等をも含めて今後の訴訟の進行について検討する、③本件訴訟について和解を勧試するとした場合に考慮すべき要素について検討するというものである。

演習の講評は、要件事実や訴訟手続の細かい知識を解説するのではなく、これらの検討過程を通じて、修習生が争点整理のダイナミズムを感じ、理解できるように、主張や立証の状況によって争点がどのように変化するかという争点整

理のプロセスに重点を置いた指導を行い、また、争点整理に対する実務的な考え方や視点も織り交ぜながら実践的な指導を行った。このように、本カリキュラムは、実務家としての基礎的かつ実践的な思考力、状況に応じた問題解決能力の養成を目的とするものであり、法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

Ⅱ 民事弁護

1 講義

(1) 講義 1 (民事保全・民事執行)

ア 民事保全手続の概略 (ビデオ教材視聴)

具体的な民事保全事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより、民事保全手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は、ある織物屋が卸問屋に反物を納入したところ、卸問屋が手形不渡りを出したため、織物屋が留保していた所有権に基づく動産引渡請求権を被保全権利として、納入した反物の占有移転禁止の仮処分を申し立て、執行官保管に至るまでの手続の流れを映像化したものである。

イ 両手続の概略的説明及び事例に基づく研究解説等

民事保全・民事執行はいずれも極めて実践的な分野であり、その手続の習熟及びスキルアップは実務家として必要不可欠である。そこで、両手続を概説し、実務上よく見受けられる事例を用いて研究させた。なお、民事事件において、保全、本案、執行は一連の手続の流れに位置づけられるものであるから、事例はいずれも民事保全及び民事執行を有機的に結びつけた設定とした。両手続を同一のカリキュラムにおいて一体的・統一的に教えることで、学修の効果を上げることを狙いとしたものである。

設問の内容は、①仮差押えの事案における事前調査方法、目的物の選択及び執行方法、保全異議、債権執行の方法並びに強制執行停止に関する実務的対応等、②建物無断転貸のケースにつき建物の明渡しを求める場合の保全手段において選択すべき保全命令及びその執行方法等、③所有者に無断で土地の所有権移転登記がなされていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法並びに起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問うものである。

(2) 講義 2 (弁護士の職責と倫理)

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に、社会から負託された弁護士の職責、使命を再確認させ、弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させることを目的とし、教官から実務法曹としての心構えについて指導した。なお、職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は、法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2 問題研究

問題研究 (準備書面)

(1) 実施内容

起案 1, 2 の実施に先立ち、事案の法的な分析、事実や証拠の把握、分析に関する能力の醸成を図るとともに、法律文書の作成に関する一般的な留意事項、訴訟手続における最終準備書面の果たす役割等についての理解を深め、さらに、説得的な法律文書を作成するために必要な技法と思考方法を体得させることを目的として、修習記録を用いた最終準備書面起案を題材に問題研究、解説を行った。

(2) 事案の概要

原告が、被告に対して、所有権に基づき動産（花瓶）の引渡しを求め提訴し、被告（ただし提訴後被告は死亡し、相続人が承継）が、本件動産の承継取得及び即時取得を主張して争った事案である。

(3) 研究事項等

上記事案において、被告の立場から準備書面を起案させた。原告から被告に転々流通するまでに介在した関係者の処分権の有無及び被告による即時取得の成否といった争点につき、これらを推認させる事情などを修習記録からの的確に抽出し、被告の主張を説得的に論証することを求めた。これらを修習生に検討させた上、解説等を行った。

3 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要

依頼者は、プールバーの経営を目的として、仲介業者の仲介により、売主から本件土地を1100万円で購入するとともに、仲介業者に対して本件土地上の建物の建築を発注したところ、本件土地が市街化調整区域内であり依頼者の意図していたプールバー施設の建築ができないことが判明した。このため依頼者が、売主に対して、売買契約を解除し、支払済みの売買代金1100万円の返還を求めた事案である。

イ 起案事項等

（ア）事案分析報告書

上記事案につき、依頼者から提訴を依頼された弁護士という立場で、民事訴訟を提起する場合の法律構成や見通し等について分析した報告書を起案させた。分析事項は、本件請求をするにあたって考えられる法律構成及び適切と考えられる法律構成の選択と理由、事実認定上の争点、同争点に関する立証の見通し、並びに必要な立証活動等である。当該事案の事実関係と要件事実を念頭においた法律構成を意識しながら、確認すべき事実や証拠の過不足をチェックし、追加の事情聴取や調査・証拠収集を行い、依頼者のニーズと事案の解決に適した具体的な紛争解決手段の選択・分析を行うことは弁護士業務の基本である。具体的事案を通して、上記のような弁護士として必要不可欠なスキルのかん養を目的としたものである。

（イ）訴状

上記事案の法的分析を踏まえて、訴状を起案させた。弁護士は、依頼者からの事情聴取、調査・証拠収集活動及び法的分析を経て、適切な紛争解決手段を選択し、依頼者の権利実現を図ることが求められる。本起案では、提訴を選択した場合を題材に、提訴に当たり検討すべき事項、訴状に記載すべき事項及び提出すべき証拠の取捨選択の視点、権利実現に向けた戦略等について、理解が深まるよう指導した。

(2) 起案 2

ア 事案の概要

被告は、原告との間で、原告所有建物の一部を喫茶店として賃借し、併せて同建物敷地の隣接地を駐車場として使用貸借する旨の契約を締結した。その後、被告は、建物部分を借り増し、喫茶店と炉端焼店に、さらには、全面的に炉端焼店に改装して、営業を行った。そこで、原告は、建物部分について用法遵守義務違反・無断増改築を理由とする賃貸借契約解除による明渡しを、駐車場部分について使用貸借契約の期間満了による明渡しを、それぞれ求めて訴えを提起した。

イ 起案事項等

(ア) (最終) 準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法といった法律家に共通して必要となるスキルを体得させることを目的として、被告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

建物部分については用法遵守義務違反に基づく解除の効力（信頼関係不破壊の評価根拠事実）につき、また、駐車場部分についてはその貸借関係の法的性質につき、それぞれ適切な間接事実を抽出し、証拠に基づいて説得的な論証をすることを求めた。

(イ) 小問

上記事案において、和解及び弁護士倫理に関する小問を出題した。前者については、審理の過程において、原被告間で一定の合意が形成されたことを前提として、原告側から提示された和解条項案につき、被告側代理人として再提案すべき和解条項案を検討させ、もって和解交渉及び条項検討に際しての思考方法や視点を習得させることを狙いとした。後者については、依頼者が自力救済を企図する場面や、実際に着手する場面を設定し、各場面につき弁護士倫理上の問題点を研究させることで、実務上陥りやすい弁護士倫理上の問題点等を意識させた。

4 演習（立証活動）

(1) 総説

弁護士の活動において、訴訟の内外を問わず、事案の正確な把握と調査・証拠収集活動が極めて重要であることは論をまたない。事前の調査・証拠収集活動を迅速かつ適切に行うことが、事案にふさわしい紛争解決手段の選択につながり、また、提訴事案においても訴訟の帰すうを決することになる。他方、弁護士の調査・証拠収集活動には様々な制約や限界、費用の問題もある中で、いかに迅速かつ的確に調査をし、証拠収集を行うかは、ひとえに個々の弁護士の創意工夫とイメージーション、熱意に裏打ちされた不断の努力に依拠している。

演習では、このように、民事弁護実務において極めて重要な立証活動について、総論として、裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で、各論として、具体的な事例を題材に、弁護士が依頼者から相談を受け、事案を把握し、対応を検討するに際し、いかなる調査・証拠収集活動を行うのか、収集した内容をどのように証拠化していくのかといった点や、訴訟提起後の証拠申出方法について、

双方向の演習を通じて、修習生に修得させることを目的として指導を行った。

(2) 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人であるXは、当該マンションの居室の賃借人であるYが、居住用と定める契約上の使用目的に反して、同居室を事務所として使用していることを知った。Xから依頼を受けたA弁護士がYに対し事務所使用を止めるよう内容証明郵便を送付したところ、Yの依頼を受けたB弁護士から反論の内容証明郵便が送付された。

当該居室は、その後、Y不在中の出火により、ほぼ全焼した。出火原因について、XはYが当該居室の室内を改造して取り付けした照明設備が原因と主張しており、他方、Yは賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

(3) 実施内容

事案の概要（出火の前と後のA B両弁護士による事情聴取の形式によるもの）、賃貸借契約書及び図面等を資料として事前配布し、当該事例に関して、当該居室の事務所使用につき賃貸人Xの承諾があったという事実を立証するためにB弁護士が行うべき証拠収集活動や、相手方Yに対して損害賠償請求をするためにA弁護士が行うべき立証活動等についてあらかじめ検討させた上、演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ 民事共通

1 民事共通演習 1 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

裁判官、原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ、証人役からの事情聴取、法律構成の再構築及び立証方針の策定等を経て、争点及び証拠を整理した上で人証の集中的な証拠調べを行うという訴訟運営を実施させることによって、一つの事件について、事情聴取から判決に至るプロセスを実践的に理解させ、法曹として必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力等を総合的に向上させることを目標とした。

この演習では、修習生に対し、あえて法律構成や立証が不十分な主張書面、言い分及び各当事者の手持ち書証を与えることにより、生の言い分から動的に法律構成を組み立てさせ、主体的に事案を解決するプロセスを経験させ、実務的な対応を修得させることを狙いとしている。

イ 事案の概要

被告は、自ら経営するカラオケボックス店で使用する会員カードの製作を、印刷会社である原告に依頼することとし、原告は、20店舗分の会員カード計8万枚の表面を印刷の上、新規出店の都度4000枚ずつ裏面に必要な店舗情報を印刷し納品していた。被告は、3店舗分の計12000枚を受領し、これに相当する代金は支払ったものの、事業計画が頓挫し、残りのカードの受領を拒んだため、原告が表面印刷済の残カード全部の引取り及び代金等の支払を求めた事案である。

(2) 民事共通演習 1 (口頭弁論)

ア 課題及び実演等

修習生全員に裁判官、原告代理人、被告代理人、各証人の役割を与え、演習1に先立つ演習1準備において、各グループに法律構成等を検討させ、かつ、各代理人チームには証人役からの事情聴取を体験させ、あらかじめ各グループに合議の結果に基づく検討メモを作成、提出させた。その上で、裁判官役、原告代理人役又は被告代理人役それぞれ全員による大合議又は作戦会議での検討を経た上、第1回口頭弁論期日において、担当グループがロール・プレイングにより、訴訟物、主要な争点及び立証方針の確認等を行った。

イ 講評

民事裁判教官からは、訴状・答弁書の審査等、第1回口頭弁論期日前の準備について、民事弁護教官からは、事情聴取等の訴訟活動に向けての準備活動について、問題点を指摘するなどの講評を行った。

(3) 民事共通演習 2 (弁論準備手続期日)

ア 趣旨

演習2に先立ち、代理人役の担当グループに、第1回口頭弁論期日の結果を踏まえた準備書面を作成させ、併せて手持ち書証の中から追加提出すべきものを選択の上提出させた。演習2では、弁論準備手続期日において、担当グループが口

ール・プレイングによる主張及び証拠の整理を行い、主要事実レベルでの争点を確定するとともに、更に重要な間接事実レベルでの争点についても議論し、また、書証の認否、人証の採否及び人証調べに関する協議等を行った。

イ 講評

民事裁判教官からは、争点整理全般について講評を行い、民事弁護教官からは、主に次に予定する尋問についての総論的な講義を行った。

(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨

演習 2 に引き続き、証人尋問を実施し、代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに、尋問技術の修得を図ることを目指した。併せて、裁判官役の修習生には訴訟指揮を行わせ、交互尋問の進め方、補充尋問、異議の処理、事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって、適切な尋問期日の進行（訴訟運営）や事実認定の在り方について研究させた。

イ 事前準備等

代理人役の担当グループに、各証人の陳述書、証拠申出書に記載する尋問事項を記載した尋問事項書及び尋問で明らかにするべき事項のポイントをまとめた尋問ポイントメモをそれぞれ事前提出させた。

ウ 交互尋問等

弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上、各証人の尋問を実施した。

エ 講評等

修習生自身に尋問や訴訟指揮を模擬的に体験させることによって、尋問技術や訴訟指揮について、実際に行うことの難しさを経験させるとともに、尋問に至るまでの事情聴取や主張立証の組立ての重要性を確認させた。また、証人役の修習生からも、実際に尋問を受けた感想を発表させることによって、尋問する側からは気付きにくい視点を提供した。

(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評

尋問を傍聴した裁判所職員総合研修所教官から、裁判所書記官の観点での尋問の問題点等を指摘してもらうなどして、多面的かつ実践的な指導を行った。

(イ) 教官による講評

民事裁判教官及び民事弁護教官から、各場面での尋問の在り方や、あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(ウ) 事実認定討論

尋問を踏まえて、事実認定についてグループ討論を行わせ、裁判官役の各チームからは理由付きの判決メモを、代理人役の各チームからも簡易なメモを、それぞれ作成・提出させた。

(5) 民事共通演習 4 (判決)

ア 判決

従前の尋問結果を踏まえて、全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

イ 教官による講評

民事裁判教官からは主に事実認定と心証形成の在り方などについて、民事弁護教官からは準備書面、陳述書及び尋問などについて総評的な講評を行った。

2 民事共通問題研究（和解）

実務では、訴訟上・訴訟外の和解により紛争が解決する件数が多い。そこで、民共演習と同一の記録を用いて、全修習生に裁判官、原告代理人及び被告代理人の各役割を割り振り、訴訟上の和解を素材に、和解交渉から和解成立（または不成立）に至るプロセスをロール・プレイングとして体験させた。演習後は、民事裁判教官及び民事弁護教官から、それぞれ、和解交渉に臨むにあたっての視点やポイントを講評した。

併せて、実務においても比較的多いと思われる2事例（事例1・金銭の分割払いを受ける事案、事例2・建物の明渡しを受ける事案）に係る参考和解条項案を配布して、和解条項一般について民事弁護教官が講義を行い、和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項等についてその理解を深めさせた。

3 民事共通講義（契約）

弁護士の業務は、法廷活動に限られるものではなく、その極めて基本的かつ重要なものとして、契約書の作成、修正及び契約締結交渉に係る業務がある。契約書作成に当たっては、最終的には訴訟手続上の証拠として提出され得ることも想定しながら、紛争を未然に予防し、依頼者の利益を擁護することが重要である。

本講義では、まず、修習生に、依頼者から検討を依頼された契約書案と法律相談の概要を配布し、契約書案に含まれる問題点の検討、修正案の作成、依頼者から聴取すべき点の検討、相手方の反応を想定した交渉戦略の検討を予め行わせた。その上で、契約実務の基本的な知識と考え方を教授することにより契約書のリーガルチェックにおいて考慮すべき事項や考え方を、できる限り実践的に体得させることに意を用いた。

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義

(1) 講義1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事裁判科目及び刑事共通科目として実施する修習内容を具体的に説明し、集合修習において学ぶべき事柄やその意義を理解させて、動機付けを行うとともに、今後の学習方法に関する指導を行った。

イ 小テスト

分野別実務修習を経た修習生が、刑事訴訟手続に関する基本的な理解を有しているかどうかを確認することを目的とした小テストを実施した上、解説を加えた。

出題内容は、①被疑者勾留と被告人勾留との関係、②証人の取調べを請求した場合の証拠開示、③秘匿決定があったときの起訴状の朗読、④書面等を示して行う尋問というような刑事訴訟手続上の基本的な問題点であり、出題形式は、これらについての制度趣旨や法的な意味合いを簡潔に答えさせるものとした。

ウ 事実認定

事実認定の手法やその留意点として、住居侵入、現住建造物等放火被告事件を内容とする「平成21年版刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」を用いるなど、具体的な事例に則して、争点を的確に把握することの意義、直接証拠と間接証拠の意義、間接事実による要証事実の推認方法、供述証拠に関する標準的かつ汎用的な信用性判断の手法、総合判断の手法やその重要性等について説明した。

(2) 講義2

最終講義として、集合修習における刑事裁判科目のまとめをしたほか、法曹となるに当たり必要な心構え等について、教官から、その経験等に基づいて説明した。

2 起案

(1) 総説

刑事裁判科目の起案は、基本的には、修習記録に基づいて特定の争点について事実認定を行うことを中心とし、併せて刑事訴訟手続等に関する法律问题（以下「法律問」という。）について解答を求めるものである。

修習記録は、実在した事件の中から修習に適したものを選別し、これを素材に適宜改変を施して作成されたものである。事実認定においては、証拠を検討して争点の判断にとって意味のある事実を指摘し、争点となった事実の存否について判断した過程を論理的に説明することを求めている。また、法律問は、日常的に行われている刑事訴訟の諸手続について、その根拠や法的な意味合いを理解させ、そのことを実務上の様々な場面で応用することができるように、出題内容を吟味している。

いずれも、判決書の形式等の枠にとらわれない、新司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた

出題となっている。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

被告人が、被害店舗において、陳列販売中のパン 7 点にそれぞれ縫い針 1 本を突き刺し、同店の業務を妨害したとして起訴された偽計業務妨害の事案である。

被告人は、公訴事実記載の日時に、同記載の店舗に行ったことはないとして、公訴事実を否認している。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

被告人と犯人との同一性という争点について、各自の結論を示させるとともに、結論に至る心証形成過程を証拠に基づいて説明するように求めた。供述の信用性については、重要証人 1 名及び被告人の各供述に限ってその検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

刑事訴訟法の基本的事項や、実務修習で日常的に起こる通常の刑事訴訟手続に関する事項について、その根拠や法的な意味合いの理解を再確認するため、

① 搜索差押許可状における搜索の範囲、② 証人尋問調書末尾に写真を添付する措置、③ 刑の執行猶予の可否、④ 共同被告人の審理に関する問題を出題した。

ウ 講評

教官において起案を通覧し、評価した上で、起案から約 2 週間後、事実認定及び法律問の解説、講評を行った。

講評に際しては、特に争点である要証事実（被告人と犯人との同一性）の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかについて、結論を左右する重要な事実は何かを踏まえて、証拠から間接事実を的確に認定した上、その位置付けや争点である要証事実を推認させる力の程度等に留意しながら、総合的に判断することが必要であることを理解させるように努めた。

(3) 起案 2

ア 事案の概要

被告人が、実行犯 1 名と共謀の上、被害者 2 名に対して、暴行脅迫を加えて、両名から現金等をそれぞれ強取し、その際、うち 1 名に対して傷害を負わせたとして起訴された強盗致傷、強盗の事案である。

被告人は、暴行脅迫の事実についてはおおむね認めるものの、実行犯との間で強盗について共謀したことを争っている。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

被害者 2 名に対する強盗についての実行犯との各共謀の成否につき、各自の結論を示させるとともに、その結論に至る判断過程を具体的に説明するように求めた。供述の信用性については、共犯者である証人 1 名及び被告人の各供述の検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

起案 1 と同様の目的から、①勾留と保釈における罪証隠滅のおそれ、②公判期日と被告人の在廷、③被害者の権利利益の保護を図るための制度、④公判前整理手続における証拠能力の判断と証言拒絶が見込まれる場合の審理の在り方に関する問題を出題した。

ウ 講評

起案 1 と同様の方法で実施した。

共謀という法律概念に関する事実認定においては、その法律概念の意義、趣旨等を意識して間接事実を指摘する必要があること、本件に即して、積極方向及び消極方向の各間接事実が共謀の存否の判断に及ぼす影響力の程度を検討した上、これらを総合考慮して適切な判断をする必要があること、共犯者の供述の信用性判断に当たっての留意点について、十分に説明した。

3 問題研究 1 及び 2

(1) 指導目標

間接事実による事実認定においては、科学的証拠が重要な位置を占めており、適切な事実認定をするためには、科学的証拠を理解する上で必要となる基本的視点を有していることのほか、科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対し持つ意味を解明することが重要である。そこで、問題研究 1 では、修習生に対し、具体的事例に基づいて問題を提起し、科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させるとともに、争点に対して科学的証拠が持つ意味を研究させることを目標とした。

また、裁判員裁判が平成 21 年 5 月に実施され、争点中心の分かりやすい公判審理を実現することが実務で現実求められるようになり、その成否の鍵となる公判前整理手続の的確な運用が極めて重要なものとなってきている。そこで、問題研究 2 では、将来における裁判員裁判の中核を担う修習生に対し、証拠開示制度に関して、具体的事例に基づく問題を提起し、同制度の基本的な理解のほか、実務上重要な問題点について研究させることを目標とした。

(2) 実施内容

問題研究 1 は、いずれも犯人性が争われている住居侵入、窃盗の事例と傷害の事例を取り上げ、DNA 型鑑定を含む証拠により明らかにされた事実の概要に関する資料を配布し、研究を行った。

具体的には、各事例で問題となる間接事実、それが要証事実を推認させる理由について問題を提起し、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。研究討論の際には、上記指導目標を意識し、科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付きについて検討することの重要性について、修習生が理解できるよう配慮した。また、その冒頭において、DNA 型鑑定を題材として、科学的証拠が問題となる事実認定に関する注意点などについて、説明を加えた。

問題研究 2 は、有印私文書偽造、同行使、偽造有印公文書行使、詐欺未遂の事例を取り上げ、一件資料として、起訴状及び検察官請求証拠からなる刑事争点整理教材（本冊）、検察官の証明予定事実記載書、証拠等関係カード（検察官請求分）を

配布し、研究を行った。

具体的には、弁護人が類型証拠として、どのような証拠の開示を求めるかについて、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。また、修習生が証拠開示制度の基本的在り方を理解し、実務上の重要な問題についての現状やあるべき方向性などについても深い研究を行えるように、全体討論の際には検察教官及び刑事弁護教官の参加を得て、当事者的立場を踏まえた多角的視点からの助言も行うなどした。また、本年から、問題研究2で用いる一件資料と刑事共通演習1及び2で用いる教材を共通にして、これらのカリキュラムを連動して実施することにより、修習生が証拠開示及び争点整理の関連性を理解しやすいようにした。

Ⅱ 検察

1 講義

(1) 講義 1 (2 コマ連続)

ア 集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に、集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び修得目標を説明した。

イ 総括的復習等

これまで行ってきた分野別実務修習等の総まとめとして、検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い、その中で、①証拠による事実認定の意義、②間接事実を用いた事実認定の手法、③特に客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方、④犯人目撃識別供述、共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法、⑤訴因構成の考え方、⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して、これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上、その法的評価(要件該当性)を的確に検討するなどの犯罪の成否に関する検討の手法等について、改めて説明した。

さらに、こうした検討結果を正しく文章で表現するとの観点から、起訴状の公訴事実等の法的文章につき修習生が陥りがちな用語の誤解、誤用などに言及しつつ、改めて指導した。

(2) 講義 2

司法研修所における検察科目の最終講義として、集合修習における検察科目の総まとめを行い、さらに、法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2 起案

(1) 検察起案の概要

検察科目の起案は、修習記録に基づいて検察官として適切と考える終局処分の内容を決定させて、起訴状あるいは不起訴裁定書を起案させた上、その思考過程について論述させるものである。犯人性及び犯罪の成否等の両方を論述させるもの、あるいは、主問として、その終局処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否等に係る部分のいずれかについて論述させ、さらに、小問として、①主問で問わなかった犯人性又は犯罪の成否等のいずれかに関する問題、②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

いずれも、新司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を習得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する小問についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ適切な結論に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事件は、被疑者両名が、被害者から金員を喝取しようとしたものの、被害者が逃走を図ったことから直ちに強盗の意思を相通じ、被害者に対し、暴行を加え

て現金等を強取するとともに傷害を負わせた事案である。

イ 起案事項等

(ア) 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程として犯人性及び犯罪の成否等の両方についての論述を求めた。

犯人性の検討に係る部分については、①犯人性を推認させる間接事実、②その間接事実が犯人性を推認させる理由やその推認力の程度、③間接事実の認定根拠である証拠の検討、④共犯者供述の評価、⑤被疑者供述の評価について、それぞれ論述を求めた。犯罪の成否の検討に係る部分については、構成要件該当性（客観面・主観面）に関し、証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(イ) 小問

上記記録を用い、刑事手続に関する問題として、検察官が被疑者1名の接見禁止を請求するのを相当と判断した理由を論述させた。

ウ 講評

起案実施日の約2週間後に、評価等を終えた起案を修習生に返却して起案内容を確認させ、記憶を鮮明にさせながら、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

講評に当たっては、犯人性を推認させる間接事実のうち証拠物等の客観的証拠に基づいて構成される間接事実の重要性、証拠とそれによって立証し得る事実との関係について説明した。犯罪の成否等についても、強盗致傷罪の構成要件該当性等の問題を様々な証拠から具体的事実を認定し、どのように法的評価すべきかを解説した。

刑事手続に関する小問では、接見禁止の要件を正確に理解させるとともに、具体的事実関係に即して「罪証隠滅のおそれ」を検討することの重要性を説明した。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事件は、宅地建物取引業を営む会社の取締役である被疑者が、不動産の売買を仲介した際、売主である被害者にうそを言って、買主から受け取った売買代金の一部の引渡を免れて自己の物とした事案である。

イ 起案事項等

(ア) 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考えられる終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程のうち、犯罪の成否等について論述を求め、構成要件該当性（客観面・主観面）に関し、事案に即した訴因構成、証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(イ) 小問

上記記録を用い、刑事手続に関する問題として、逮捕状の発付を受けていた被疑者を、その有効期間内に、逮捕状を所持していない警察官がたまたま発見

した場合における警察官の措置について論述を求めた。

ウ 講評

起案1と同様、起案実施日の約2週間後に評価等を終えた起案を修習生に返却し、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

本事件では、送致罪名は2項詐欺であるところ、関係各証拠によれば、2項詐欺が成立すると考えることも可能であるが、業務上横領が成立すると考えることも可能であることから、修習生に対しては、的確な証拠判断をして両罪の構成要件該当性について検討した上で、送致事実には拘泥することなく、事案の実態に即した終局処分をすることの必要性を説明した。

刑事手続に関する小問では、逮捕状の緊急執行の意義、要件を正確に理解させるとともに、具体的事実関係に即して「急速を要するとき」の該当性を検討することの重要性を説明した。

3 問題研究（被害者保護）

修習生に対し、被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し、解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを目標とした。

具体的には、深夜、帰宅途中の女性が駐車場に連れ込まれて強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示し、事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に配慮すべき事項、公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を通じて、関係する法条を確認しながら、具体的事例に即して解説した。

なお、本問題研究では、刑事裁判教官及び刑事弁護教官の参加を得て、修習生の理解をより深めさせることとした。

Ⅲ 刑事弁護

1 講義

(1) 講義 1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事弁護科目の各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に対応しているかを示しながら、カリキュラムの概要及び全体像について説明を行った。また、起案にあたっての注意事項などを説明した。

イ 総括的復習

分野別実務修習中に行った2回の出張講義の内容について記憶を喚起させた上で、2回目の出張講義の際に配布した自習用課題を題材にして、検察官の主張と立証構造の把握、弁護人による弾劾方法等について講義を行い、公判における弁護活動の基本的手法を確認した。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるにあたっての心構えなどについて講義を行った。

また、カリキュラムにおいて独立して扱えなかった一審判決後の注意点、控訴審での弁護活動について、強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人が控訴した事案を題材に講義を行った。

2 起案

(1) 総説

2回の起案を実施し、講評を行った。

使用した修習記録は、実在した無罪事件や、いわゆる認定落ち事件の中から修習に適したものを選別して作成したものである。

いずれの起案の課題も、修習記録に基づいて、主要な論点について弁論要旨に記載すべき内容を起案させる主問と、当該事案における証拠構造・主たる争点、刑事訴訟手続上の基本的な事項等を論述させる小問とで構成されており、新司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題となっている。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事案は、外国人である被告人らがカラオケ店で遊興後、代金を支払わずに店外に出たところで従業員から料金を請求され、その支払いを免れるために、被告人が、他2名と共謀の上、従業員2名に暴行を加え、傷害を負わせたという強盗致傷の罪で公訴提起されたものである。

イ 起案事項

(ア) 主問

被告人が、自分は暴力を振るったことはなく、検察官は自分と別の人を取り違えていると主張している点について、弁論要旨に記載すべき内容を起案させ

た。

(イ) 小問

- ① 共謀の存否について、共謀の存在を基礎づける間接事実及び間接証拠を箇条書きにより記載させた。
- ② 被告人が自己に不利益な事実を認めている供述調書の信用性について、信用性を否定する方向に働く事実及び証拠を、その理由とともに箇条書きにより記載させた。

ウ 講評

設問に即して解答を解説するのではなく、まず事案全体を分析し、争点を把握させた。本件では、被告人による暴行（実行行為）の有無（捜査機関の行為者取り違えの有無）、被告人と他の外国人との共謀の有無が主な争点となることから、これらの争点について検察官の主張・立証構造を解明し、主要な証拠である被害者供述及び目撃者供述の信用性の弾劾について解説した。また、不利益供述の任意性・信用性を否定する手法等についても説明を行った。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事案は、被告人が、勤め先の会社において、椅子に座っていた部下に対し、その右腕上腕部を強くつかんで引っ張りあげるなどの暴行を加え、加療約1週間を要する右上腕部打撲の傷害を負わせたという傷害の罪で公訴提起されたものである。

イ 起案事項

(ア) 主問

暴行を受けたとする被害者の供述の信用性を弾劾するために弁論要旨に記載すべき内容を起案させた。

(イ) 小問

- ① 本件の公訴事実のうち主たる争点及びその争点に関する検察官の立証構造について論述させた。
- ② 上記①の主たる争点に関する要証事実について、目撃証人作成のメモが直接証拠となりうるか、その理由とともに論述させた。

ウ 講評

起案1と同様に、設問に即して解答を解説するのではなく、事案全体を分析して、主な争点が暴行の存在であることを把握させた上で、当該争点に関する検察官の主張・立証構造を解明した。そして、検察官の主張を支える第三者供述の信用性の弾劾について解説を行った。

3 問題研究

(1) 問題研究1

ア 総説

起訴前弁護に関する事例（事例1）と保釈に関する事例（事例2）を修習生に提示し、研究課題について事前に検討させた。講評においては、刑事裁判教官及

び検察教官の参加を得て、実務上の運用等について、幅広い視点から解説を行った。

イ 事例 1

当番弁護士として、詐欺、公務執行妨害の罪で逮捕された被疑者と初回接見することになったという事例である。修習生には、被疑者名や拘束場所等の連絡事項が記載された当番弁護士センター配点連絡票のみ配布した上で、模擬接見、グループ討論及び講評を実施し、初回接見の重要性や初回接見後の弁護活動等を学ばせた。

ウ 事例 2

被告人が、利用していたマッサージ店の店長から二度と店に来ないように言われたことなどに立腹し、営業中の店内において自己のラジオを床に投げつけた上、同ラジオを蹴飛ばして壁に掛けられた鏡を割るなどして、威力業務妨害、器物損壊の罪で公訴提起されたという事例である。

被告人は胃潰瘍を患っており、また、高齢で寝たきりの母を介護しなければならない等の事情が存在する。

修習生には、保釈請求書に記載すべき事項等を予め検討させ、質疑応答を交えて解説を行った。

(2) 問題研究 2

少年 3 名が、共謀の上、スーパーにおいて缶チューハイ 10 点等を窃取したとして逮捕されたという事例について、少年役、模擬面会担当者を修習生の中から選定させ、模擬面会を実施した。そして、観護措置回避に向けた弁護人の準備活動や、要保護性解消のための付添人活動等について、模擬面会で聴取した事項に基づきグループ討論を行わせた。

講評においては、刑事裁判教官及び検察教官の参加を得て、観護措置決定や審判に関する実務上の運用等について、幅広い視点から解説を行った。

Ⅳ 刑事共通

1 刑事共通演習 1 及び 2

(1) 指導目標

刑事共通演習は、争点整理演習（演習 1 450 分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習 2 250 分）との二つの場面で構成される。

争点整理演習は、公判前整理手続を念頭に置き、具体的な事例を題材として、適切に争点及び証拠を整理し、審理計画を策定するために、裁判官、検察官及び弁護人は、それぞれどのような観点から、どのような活動をすることが必要とされるのかについて、基本的な理解を得させることを目標とした。とりわけ、修習生に争点整理における当事者の果たすべき役割の重要性を認識させることを大きな目標の一つとした。

証人尋問演習は、争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ、争点に絞ったわかりやすい尋問の在り方を理解させることを目標とした。

なお、刑事共通カリキュラムとして争点整理を正面から取り上げるようになったのは平成 20 年度からであり、その後、演習の時間枠を拡大して今日に至っているが、このカリキュラムは、法曹に共通として必要とされる能力を修習生に修得させることはもとより、裁判員裁判を中核とするこれからの刑事裁判を担っていく修習生に対し、争点整理の重要性を認識させるとともに、的確に争点整理を行う上で必要な視点を提供するという点からも、今後、ますます重要度を増していくと思われる。

(2) 実施内容

刑事裁判問題研究 2 で使用した有印私文書偽造、同行使、偽造有印公文書行使、詐欺未遂被告事件の刑事争点整理教材（本冊）、同（別冊）を題材として、共謀の成否について、争点整理を行い、かつ、争点整理を踏まえた証人尋問と被告人質問の演習を行った。

本冊は、起訴状及び刑訴法 316 条の 14 により検察官請求証拠として弁護人に開示された証拠で、別冊は、検察官の手持ち証拠として後日弁護人に開示されたものでそれぞれ構成されている。なお、今回の演習では、裁判官役を含め、全修習生に本冊及び別冊を配布して演習を実施した。

ア 課題等

修習生を裁判官、検察官及び弁護人のグループに分けて、事前に刑事争点整理教材のほか、証明予定事実記載書及び証拠等関係カード（検察官請求分）などの一件資料を配布し、各自に争点整理の検討・準備を行わせた。特に、グループ内での事前検討や書面の提出などは求めている。

イ 実施方法

争点整理演習は、450 分を 3 つの場面に分けた上、最初の場面と次の場面ですべて共謀の成否につき、当事者間に争いのある事実関係を洗い出し、個々の事実の位置づけについての争点整理を行い、最後の場面で最終的な争点のまとめ

と証拠の採否などを行った。それぞれの場面で、各グループの代表チームが実演による争点整理手続を行ったが、それに先立って、実演を担当するチームを中心に、グループごとに全員による作戦会議を行わせ、各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。実演は、この作戦会議の方針にのっとり行われた。最初の実演と最終の実演終了後の二度にわたって、刑事裁判、検察及び刑事弁護の刑事系三教官が、それぞれの立場から、争点整理の方法や結果について問題点を指摘するなどして講評を行った。

証人尋問演習は、争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討し、各グループの代表チームが重要証人に対する尋問と被告人質問を実演し、実演終了後、刑事系三教官が、分かりやすく、かつ、効率的な尋問の在り方という観点から問題点を指摘するなどの講評を行った。

2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標

具体的な事例を題材として、情状に関する充実した審理を実現するため、裁判官、検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動又は判断することが必要とされるのかについて、修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2) 実施内容

強盗致傷被告事件について、具体的な事案を記載した書面、弁護人が接見時に被告人から聴取した事項のメモ、量刑分布表1及び2（即日回収）を配布して演習を実施した。

修習生を裁判官、検察官及び弁護人の3グループに分けて、裁判官グループには上記事案において量刑上最も重要な事情を、検察官グループには検察官としての情状に関する捜査の在り方のほか、公判における立証上の留意点等を、弁護人グループには犯情についての主張立証のほか、被害者との関係や被告人の更生という観点からの弁護の在り方等をそれぞれのグループごとに検討させ、レポートを提出させるとともに、これに基づいて発表を行わせた上、刑事系三教官から講評を行った。

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講演「国際人権法の理論と実践」

講 師 弁護士（第一東京弁護士会） 氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

新第65期（A班）集合修習においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権が全科目共通講義となっている理由や、国際人権法の国内的・国際的实施等について講演を行った。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み、民事弁護に関する設例、刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ、民事弁護及び刑事弁護両教官において、各設例について討論及び解説を行うとともに、弁護士懲戒制度についても講義した。

平成23年11月期(新第65期)司法修習生

A班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

平成23年11月期（新第65期）司法修習生 A班 集合修習日程予定表 (注) 本表は予定であって、確定日程ではない。 確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。					月 日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月 日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)					
					20	月	民弁起案1（即日）					17	月	敬老の日					
					21	火	民裁起案1講評					18	火	民裁演習（争点整理）		検察起案2講評			
					22	水	刑裁問題研究2 (証拠開示)	民弁講義1（保全・執行）				19	水	民裁演習（争点整理）					
					23	木	民弁講義1 (保全・執行)	民共演習2（弁論準備期日）				20	木	刑共問題研究（情状）		民弁起案2講評			
					24	金	民裁起案2（即日）					21	金	民裁講義2	刑裁講義2	検察講義2	民弁講義2	刑弁講義2	自由研究
					27	月	刑裁起案1講評			民共問題研究（和解）		↑ 選択型実務修習 ↓							
					28	火	全共特別講義	刑弁起案1講評											
29	水	刑弁起案2（即日）																	
30	木	刑弁問題研究2 (少年)	検察起案1講評																
8 / 3	金	民裁講義1	刑裁講義1	刑弁講義1	9 / 3	月	検察起案2（即日）				11 / 19	月	考試						
6	月	検察講義1		刑弁問題研究1 (令状)	4	火	民共演習3準備	民弁起案1講評		20	火	考試							
7	火	民弁問題研究1				5	水	民裁起案2講評				21	水	考試					
8	水	民裁問題研究1				6	木	民弁起案2（即日）				22	木	考試					
9	木	民裁問題研究2	民共演習1準備			7	金	民共演習3（交互尋問）				23	金	勤労感謝の日					
10	金	民裁起案1（即日）				10	月	弁共演習	刑弁起案2講評			26	月	考試					
13	月	刑裁起案1（即日）				11	火	民共演習4（講評）	刑共演習			凡例 民裁・・・民事裁判 刑裁・・・刑事裁判 民弁・・・民事弁護 刑弁・・・刑事弁護 民共・・・民事共通 刑共・・・刑事共通 全共・・・全科共通 弁共・・・弁護共通 (即日)・・・即日起案							
14	火	検察起案1（即日）				12	水	刑共演習											
15	水	刑弁起案1（即日）				13	木	刑共演習		検察問題研究 (被害者)									
16	木	民共演習1（口頭弁論期日）		民弁問題研究2		14	金	刑裁起案2講評		民共講義（契約）									
17	金	刑裁問題研究1 (DNA)	民弁演習（立証）																